

環境影響評価書案

—大井清掃工場更新事業—

平成 13 年 1 月

東京二十三区清掃一部事務組合

1 事業者の名称及び所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 西野善雄
 所在地 : 東京都新宿区四谷三丁目3番地1

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 大井清掃工場更新事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都品川区八潮一丁目にある既存の清掃工場（昭和48年度しゅん功、施設規模1,200トン/日）を、ダイオキシン類の発生抑制を図るためプラントの更新をするとともに、灰溶融施設を設置するものである。なお、既存建物は耐震安全性を確保した上、極力再使用する。

事業内容の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 事業内容の概略

所在地	東京都品川区八潮一丁目4番1号	
敷地面積	約 54,400 m ²	
工事着工年度	平成 14 年度（予定）	
工場稼働年度	平成 17 年度（予定）	
処理能力	焼却炉	可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 基)
	灰溶融炉	灰 180 トン/日 (90 トン/日・炉×2 基)
主な建築物等	工場棟 (一部増築)	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 高さ: 約 34 m
	管理棟 (既存)	鉄筋コンクリート造、高さ: 約 9 m
	煙突 (建替え)	鉄塔支持型鋼製集合煙突、高さ: 約 90 m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

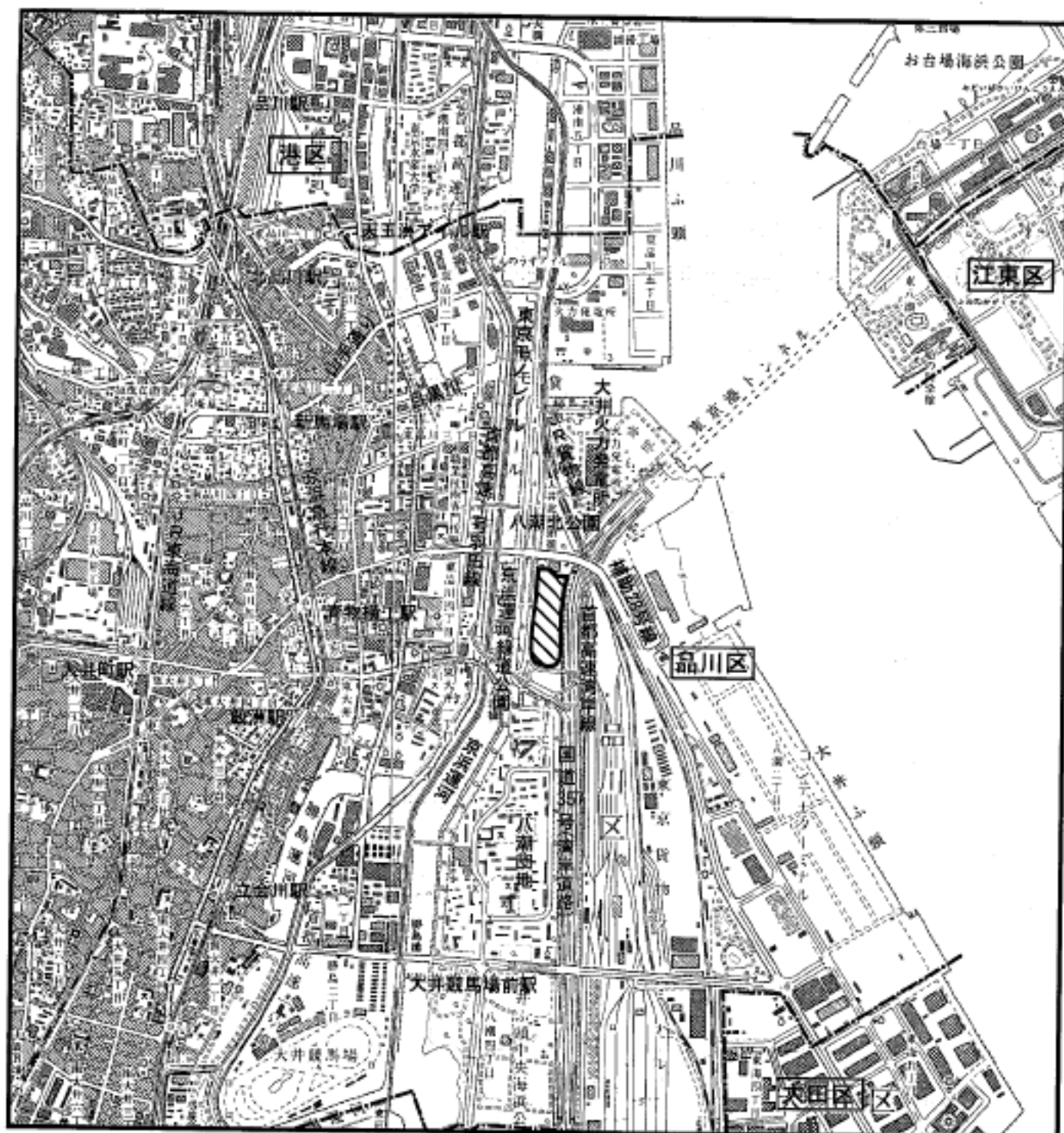
環境に及ぼす影響の評価の結論は表4-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評 価 の 結 論
1 大 気 汚 染	工事の施行中の建設機械排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、敷地境界でそれぞれ 0.106mg/m³、0.076ppm であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、建設機械の稼働台数がピークとなる期間は限られ、予測濃度に占める影響濃度の割合は 6.9%以下、16.7%以下である。 施設の稼働時の煙突排出ガスによる影響を付加した二酸化いおう、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の予測濃度は、評価の指標とした環境基準値等を下回る。また、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、それぞれ 0.101mg/m³、0.064ppm であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、予測濃度に占める影響濃度の割合は 0.1%以下、0.2%以下である。 清掃車両の走行に伴う自動車排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、道路端でそれぞれ 0.102～0.115mg/m³、0.078～0.088ppm であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、予測濃度に占める影響濃度の割合は 0.8%以下、1.4%以下である。 なお、更新により、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量が削減されることや、低公害車の導入拡大を進めていくことから、大気環境への負荷は現況より低減が図れるものと考ええる。
2 悪 臭	施設の稼働時の敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、評価の指標とした悪臭防止法及び東京都公害防止条例の規制基準値を下回る。
3 騒 音	工事の施行中の建設作業騒音レベルは、敷地境界で最大 71dB(A)であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める指定建設作業に係る勧告基準値を下回る。 施設の稼働時の工場騒音レベルは、敷地境界で昼間（8 時～17 時）52dB(A)、夜間（17 時～8 時）45dB(A)であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る騒音の規制基準値を下回る。 清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で 68～73dB(A)であり、評価の指標とした環境基準値を上回る地点はあるが、一般車両のみが走行する場合においても同程度であり、清掃車両の走行により増加する騒音レベルは、道路端で 1dB(A)未満である。

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

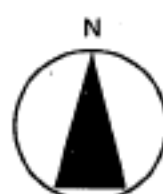
環境影響評価項目	評 価 の 結 論
4 振 動	工事の施行中の建設作業振動レベルは、敷地境界で最大 61dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める指定建設作業に係る勧告基準値を下回る。 施設の稼働時の工場振動レベルは、敷地境界で 48dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。 清掃車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、道路端で 45～52dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。
5 電 波 障 害	工事の完了後において、清掃工場の建築物等により一部地域にテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生するが、受信アンテナの改善、共同受信施設の設置等の対策を講じることから受信障害は解消できる。 なお、本事業の実施により、工事中を含め新たに電波障害が発生した場合並びに電波障害が生じると予測した地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には同様な対策を実施する。
6 景 観	本事業は既存清掃工場の更新であり、煙突及び工場棟の高さについては既存と同じであることから、地域景観の特性に大きな変化は及ぼさない。 眺望の変化は生じるが、計画地周辺の内陸部を背景としたふ頭と京浜運河から構成される景観を生かした緑化や建築計画を行うことから、地域に調和した景観を創出できるものと考え。また、煙突は、仕上げやデザインの工夫により新たなランドマークになるものと考え。
7 廃 棄 物	工事の施行中に発生する産業廃棄物及び建設発生土は、計画段階から発生抑制し、現場での徹底した分別により再利用、再資源化等を図る。また、埋立処分する廃棄物については、法令等に基づき適正に処理する。 施設の稼働時は、灰溶融施設により灰を溶融処理し、最終処分量の削減を図り、発生したスラグは新海面処分場整備の集水帯等に有効利用されるとともに、建設資材への利用を検討していく。また、鉄等は回収し有価物として再資源化する。 本事業では廃棄物の減量化、無害化、再資源化等を推進し、廃棄物の排出の抑制と適正な処理に努めていく。
8 温室効果ガス	本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び地域冷暖房施設への熱供給を実施するとともに、太陽光発電を行い、新エネルギー等を積極的に活用していく。また、屋上や壁面の緑化を行うことにより、建物の断熱を図る。



凡 例

 計画地

 区界



S=1:25,000

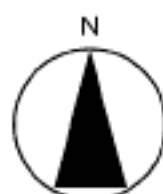
0 250 500 1,000m

図5.2-1 対象事業の位置



凡 例

 計画地



S=1:25,000

0 250 500 1,000m

写真提供：東京都港湾局

写真5. 2-1 対象事業の位置